

# 愛知県連絡会の学習交流会に110人



リニアを考える愛知県連絡会は、2月14日、日本特殊陶業市民会館で「リニア問題学習・交流会」を開催しました。

高木輝雄弁護士と本村伸子衆院議員が報告・講演。会場からも活発な発言と質疑がありました。用意された座席がたりなくなり立ち見も出る110名の参加が

ありました。

## 高木輝雄弁護士が報告

高木弁護士は新幹線公害訴訟にもふれ「夢の超特急どころか悪夢の超特急だった」と指摘。リニア建設・走行にもなう問題点として環境・公害問題、安全問題、必要性・合理性をあげ、今後のたたかいかたとして、住民運動をおおいに盛り上げるとともに、法的手続きとしては、行政不服審査法、行政事件訴訟法、民事訴訟法（工事差し止め訴訟）が考えられると強調しました。参考例として、名古屋南部大気汚染公害訴訟、関西電力大飯原発差し止め訴訟などを紹介しました。

# 本村伸子衆院議員が報告

「国土交通委員になりました。初質問はリニアの問題でやろうと思っ

ています」と切り出した本村議員は、これまでの共産党の論戦で数々の解明がされていると強調。

人口が減少するの必要予測は東京大阪間が開通するときには、今の新幹線と合わせて利用が1・5倍に伸びると試算だと指摘。これは、

「生産人口を加味しない」ものとなっているからで、国土交通省はビジネスが増えるからと強弁していることを紹介。

佐々木憲昭前衆院議員が明らかにしたのは、リニアは全額JRの費用でやると言いながら実際にはすでに開発支援名目で543億円の税金が投入されていること。しかもJRは不動産取得税を151億円減税しろと政府に求めており、結局税金を使う計画になっています。

また、国土交通大臣も「丁寧な説明」と言っているのに、一般競争入札もありません。5・5兆円（東京名古屋間）のお金があるのなら在来線の充実や既存の耐震化やホームドアの設置など、やるべきことは他にあると強調。

さらに本村議員は、問題点として、大深度地下使用法をあげました。リニアは愛知県内ではほとん

ど大深度（地下40m以深）を走りま

す。大深度地下の利用については、国交省の認可が必要です。認められれば地権者には何の補償もされません。しかし、本村議員は民法207条に所有権は「その土地の上下に及ぶ」とあり、権利を主張していく根拠はあるとのべました。そして、JR東海は、まだ大深度地下使用法の認可申請をしておらず、工事が出る残土の行き場も愛知県内では全く決まっていないことも紹介。「国会の初質問でとりあげ、みなさんの運動とともに厳密な意味での工事着工の阻止へがんばる」と表明しました。

会場からも「土地買収交渉に市の職員が動員させられている。職員全体の人数は減らされており、しわ寄せがくる」（わしの恵子名古屋市議・県議候補）「すでに土地取得がはじまっている」（藤井ひろき市議候補）などの発言が相次ぎました。

